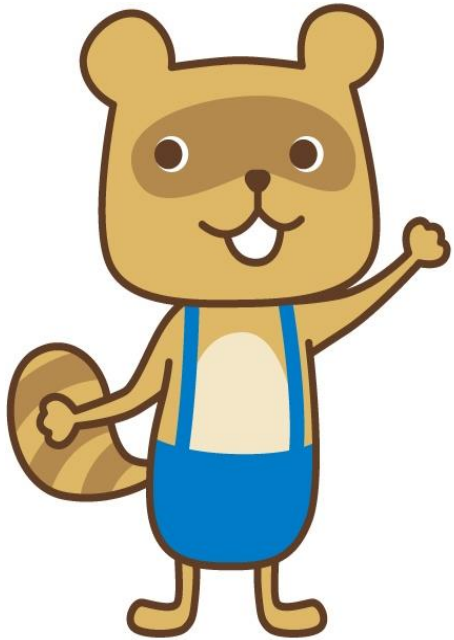


退職後の健康保険

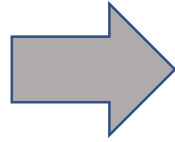
(制 度 編)



公立学校共済組合
短期給付事業キャラクター
タンキちゃん



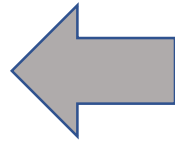
退職日の翌日に組合員資格を喪失



組合員（被扶養者）証等
を使用することができなくなる



退職後の進路により加入する
健康保険制度を選択



新たに何らかの
健康保険制度へ加入が必要



- 1 公立学校共済組合
- 2 再就職先の健康保険制度
- 3 国民健康保険制度
- 4 任意継続組合員制度
- 5 家族が加入している健康保険制度の被扶養者

各健康保険制度の概要

退職日の翌日に 任期付職員、臨時的任用職員
パート（フル）タイム会計年度任用職員（加入条件有）
再任用短時間勤務職員（加入条件有）など
として再就職



引き続き公立学校共済組合に加入

給付内容

現職中と同様の給付が受けられる

掛 金

標準報酬月額を基に算出

組合員証番号が変更になることがあるため手続きが必要になる場合がある



各健康保険制度の概要

退職日の翌日に再就職し、再就職先の
会社等で健康保険制度が適用される場合
(健康保険制度に加入できる働き方)



再就職先の健康保険制度に加入

給付内容

再就職先が加入している健康保険制度により異なる

掛 金

基本的には標準報酬月額を基に算出
再就職先の健康保険制度により異なる

手続きについては、**再就職先の健康保険担当部署へ問い合わせを...**

各健康保険制度の概要

- 退職日の翌日に再任用短時間勤務職員等として再就職したが、任用形態により公立学校共済組合に加入できない
- 再就職先の会社等で健康保険制度が適用されない
- 再就職はしないがパート・アルバイト等の年間収入が基準額以上で、ご家族が加入している健康保険制度の被扶養者になれない
- 退職後は無職となる



国民健康保険制度



任意継続組合員制度

**国民健康保険制度 又は 任意継続組合員制度 のうち
どちらの健康保険制度に加入するか選択する！**

各健康保険制度の概要

国民健康保険制度

給付内容

附加給付制度がないなどにより
現職時より医療費の自己負担額が増える場合がある

掛 金 保険料

前年の所得等を基準として算出し、
最高限度額が居住する市区町村により異なる

手続きについては、居住している市区町村の国民健康保険担当部署へ問い合わせを

【注意】

世帯単位での加入になるため、被扶養者の概念がない
加入者全員の保険料を世帯主が負担することになる



国民健康保険料の算出方法等

前年所得額に一定率を乗じて得た額



所得割

一人当たりの金額



均等割

一世帯当たりの金額



平等割

所有する不動産等の固定資産税に
一定率を乗じて得た額



資産割



任意継続組合員制度

概 要

退職の日の前日まで引き続いて1年以上（退職日までに1年と1日以上）組合員であった方が公立学校共済組合に申出をし、掛金（任意継続掛金及び介護掛金）を納付することにより、退職前とほぼ同様の給付を受けることができる制度であり、加入期間は2年間の限度

申出等

任意継続組合員申出書を最終所属所を經由し提出
退職日から起算して20日を経過する日までに掛金（任意継続掛金及び介護掛金）が納付されない場合は、加入できないので注意

任意継続掛金の求め方

退職月の標準報酬月額

公立学校共済組合の
平均標準報酬月額

どちらか低い額に...

「任意継続掛金率」及び「介護掛金率」を乗じた額が1月の掛金額

掛金の納入方法は一括納入と口座振替の選択制

★一括納入を選択すると一定の割引が受けられるため、口座振替よりお得★



各健康保険制度の概要

退職日の翌日に健康保険制度が適用されない会社等に再就職された場合、再就職はせずパート、アルバイト等の年間収入が基準額未満の場合、退職後は無職となる場合



家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる

給付内容

家族が加入している健康保険制度により異なる

掛金
保険料

被扶養者となるため、掛金（保険料）の負担はない

手続きについては、家族が加入している健康保険担当部署へ問い合わせを・・・
被扶養者に関する年間収入額等の考え方が異なるので事前に確認を！

ま と め

退職日の翌日に公立学校共済組合の組合員資格を喪失します。
と同時に、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証を使用して医療機関に受診することができなくなります。

誤って使用してしまうと、共済組合が負担している医療費を全額返還していただくこととなります。

新たに何らかの健康保険制度に加入する必要があります。

5つの選択肢のうち、退職後の進路、収入等を考えご自身にあった健康保険制度を選択する必要があります。

ご不明な点があるようでしたら、給付担当までお問合せください。



御視聴いただき

ありがとうございました。

